

社会医療法人について

1. 制度創設の趣旨

- へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療（救急医療等確保事業）の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、救急医療等確保事業に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

【救急医療等確保事業】〔医療法第30条の4第2項第5号〕

イ 救急医療 ロ 災害時における医療 ハ へき地の医療 ニ 周産期医療 ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

2. 社会医療法人の概要

- 医療法人のうち、一定の要件に該当するものとして、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については厚生労働大臣）の認定を受けたものを「社会医療法人」という。

※ 社会医療法人の認定に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会（厚生労働大臣所管の医療法人は社会保障審議会）に意見を聴かなければならない〔医療法第42条の2第2項〕

- 社会医療法人の認定を受けた医療法人は、
 - ・ 厚生労働大臣が定める収益業務の実施が可能〔医療法第42条の2第1項、平成19年厚生労働省告示第92号〕
 - ・ 社会医療法人債（金融商品取引法上の有価証券）の発行が可能〔医療法第54条の2第1項〕
 - ・ 附帯業務として第一種社会福祉事業の一部の実施が可能〔平成10年厚生省告示第15号〕

※ 一般の医療法人が附帯業務として実施可能な第一種社会福祉事業はケアハウスのみ

- 都道府県知事（厚生労働大臣所管の医療法人は地方厚生局長）への届出書類〔医療法第52条第1項第1項〕

【一般の医療法人】①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤監事の監査報告書

【社会医療法人】①～⑤に加え、⑥社会医療法人の認定要件に適合する旨を証明する書類

【社会医療法人債発行法人】①～⑥に加え、⑦純資産変動計算書、⑧キャッシュ・フロー計算書、⑨附属明細表、⑩公認会計士等の監査報告書

3. 社会医療法人の認定要件

- 同族役員の制限〔医療法第42条の2第1項第1号〕
- 社団の医療法人の場合は同族社員の制限〔医療法第42条の2第1項第2号〕
- 財団の医療法人の場合は同族評議員の制限〔医療法第42条の2第1項第3号〕
- 都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業の実施〔医療法第42条の2第1項第4号〕
- 救急医療等確保事業に係る構造設備、体制及び実績に関する基準に適合〔医療法第42条の2第1項第5号〕
- その他、公的な運営に関する要件に適合〔医療法第42条の2第1項第6号〕
- 解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定款又は寄附行為に規定
〔医療法第42条の2第1項第7号〕

※ 第5号の基準（告示）及び第6号の要件（省令）は、平成20年4月1日までのできるだけ早い時期に示す予定

4. 社会医療法人の税制

- 社会医療法人に係る税制上の特例措置の創設について、平成20年度税制改正要望（次頁参照）
（現時点では「社会医療法人」の法人税は医療保健業、収益事業ともに30%）

（参 考）

医療保健業を行う非営利法人の法人税

	医 療 法 人	特別医療法人	特定医療法人	公 益 法 人	社会福祉法人	学 校 法 人
医療保健業	課税：30%	課税：30%	課税：22%	課税：22% (財)船員保険会 等は非課税	非課税	非課税
収益事業		課税：30%		課税：22%	課税：22%	課税：22%

社会医療法人に係る平成20年度税制改正要望

【要望内容】

《法人税》

- ①社会医療法人の医療保健業について非課税
- ②社会医療法人の収益業務について軽減税率適用（30%→22%）
- ③本来業務に充当する収益業務の収益をみなし寄附金として所得の50%を限度に非課税とする
- ④社会医療法人に寄附をした法人について一般の損金算入限度額とは別に損金算入を認める

《所得税》

- ⑤社会医療法人に寄附をした者について所得からの寄附金の控除

《相続税》

- ⑥社会医療法人に相続財産を寄附した場合の非課税

社会医療法人に係る税制優遇措置（法人税）

医療保健業のうち本来業務（①）について
非課税

軽減税率（22%）適用

①本来業務

（病院、診療所、介護老人保健施設の経営）

②附帯業務

（医療関係者の養成、
介護保険事業 等）

③収益業務

（小売業、不動産業 等
①、②以外の業務）

収益業務の収益は本来業務へ充当

みなし寄附金として所得の50%or年間2百万円の
いずれか多い金額を限度に損金算入